

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名：三重県

農業委員会名：名張市

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,295
自給的農家数	470
販売農家数	825
主業農家数	54
準主業農家数	162
副業的農家数	609

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,026
女性	476
40代以下	60

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	40
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	5
農業参入法人	4
集落営農経営	4
特定農業団体	
集落営農組織	4

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	635	104	75	29	739	
経営耕地面積	710	104	75	29	814	
遊休農地面積	37	0			37	
農地台帳面積	922	104	75	29	1,101	

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	6
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	12	12	9

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,101ha	117ha	10.63%
課 題	・優良農地の担い手(後継者)の不在が最大の課題。 ・農地の需要(担い手の希望する農地)と供給(耕作者を探している農地)が一致しない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	127ha	(うち新規集積面積	10.0ha)
	目標設定の考え方:認定農業者と新規認定就農者への集積を進める。			
活動計画	・「人・農地プラン」の見直し、並びに他の地区での新規策定(実質化)を推進することにより適切な集積を進める。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	1経営体	1経営体	2経営体
課 題	【農地の権利移動(農地の売買や利用権設定による貸借)を伴う新規参入】 新規就農相談が年に5件前後あるが、農地のあっせんをはじめ、軌道に乗るまでの支援体制の充実が必要。		

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	2経営体
活動計画	県、市との情報共有に努め新規農業参入者への相談対応、農地の斡旋等の支援を行う。

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,101ha	35.4ha	3.22%
課 題	圃場整備済優良農地が耕作放棄地化している事例は少ないが、今後は耕作者の不在により激増すると見込まれる。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2ha		
	目標設定の考え方:従来同様、草刈り等を行い保全管理状態に戻すことで「解消」とする。体験農業等、多様な農地再生の提案に努める。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	26人	4月～12月	1月～2月
	農地の利用状況調査	調査方法	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月～11月 農業委員、推進委員による農地パトロール ・ 6月～12月 事務局による集中現地調査 ・ 12月 放棄地解消の指導文書発送 	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月～12月	1月～2月	
その他			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,101ha	0.81ha
課 題	違反転用は5件8,108㎡の水田及び畑地であるが、解決に至っていない。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	引き続き4件の解消を目指す。またおおむね月1回の事務局パトロールと10月以降の集中パトロールにより違反転用の動きを未然に察知し指導を行う。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入